



被扶養者資格の再確認にご協力ください

期日までに必要書類を添えてご提出下さい。

被保険者の家族で、一定の条件を満たす人は、健康保険組合の被扶養者として加入し、医療や出産・死亡のときの一時金などの給付を受けられます。次の条件をすべて満たし、健康保険組合に申請をして認められた人が、被扶養者になります。

- ❶ 3親等以内(父母や祖父母などの直系尊属・配偶者・子・孫・兄弟姉妹)であること
- ❷ 3親等以外は同居していること
- ❸ 年収130万円(60歳以上や障害のある人は180万円)未満で被保険者に生計を維持されていること
- ❹ 国内に住んでいること